検討の方向性（見直しの視点）等

資料３別添

（見直しの視点）

　整備を進める上での実情や個別の課題を考慮し、十分なバリアフリー対応が確保されることを前提として、必要に応じた規則（整備基準）の見直しを検討する。

　見直しの視点としては次に留意して行う。

・利用者、事業者双方にとってわかりやすいものであるか

・利用者に対し必要な配慮を欠いていないか

・事業者に対し過度の負担を課していないか

　また、検討にあたっては、現場窓口である各土木事務所等の意見も参考とし、関係団体等へのヒアリングも必要に応じて行う。

（検討項目案について）

条例見直し検討会議での検討事項、各土木事務所等からの課題、国方針や基準改正等に伴い検討が必要な項目、その他検討が必要な事項で構成している。

※　整備基準、規則、ガイドブックの望ましい水準で検討したいものを中心とし、課題内容に応じて、対応方向として運用になるもの、ガイドブックの解説欄なども一部、案として提案

（その他留意事項等）

・　 整備基準は、事業者へ基本的に適合・遵守を求める事項であり、基準として法令規則とする必要性や、対象者が遵守できる実現可能性があるか等、慎重に検討する。

* 検討の結果、整備基準にはしないが取組が必要なものについては、整備基準のガイドライン「整備ガイドブック」へ掲載するかどうかや、その他施策で対応する等の整理を行う。

具体的には、

→　運用の中で対応可能なもの、柔軟な運用が求められるものについて、必要な内容を整備ガイドブックへ「解説」「例示」記載　等

→　事業者全体に義務として遵守を求めるには基準が高い（実現可能性が低い）と思われる場合、整備ガイドブックへ「望ましい水準」として、掲載可能か検討する　等

なお、その他の施策として、各実施事業、基準の逐条解説（担当手引き）等もある。

【具体的な検討項目は資料３(議題３)に記載】

参考

条例見直し検討会議における検討

１　条例見直し会議で議論した項目等（条例・施策等）

〇　「条例の見直しに関する要綱」に基づく条例見直しの際、整備基準等も社会状況の変化を踏まえ改正等の検討を行う必要があり、一連の改正等を通して、より有効で、きめ細かく適正な対応が普及するよう、バリアフリーの街づくりを進める必要がある、としている。

〇　条例見直し検討会議では、条例・施策に関して主に次の項目を議論してきた。

　・共生社会の実現に向けた目的規定の記述

・施設の円滑な利用に向けて（施設整備と実質的なバリアフリー化）

・バリアフリーに関する理解促進や教育の一層の推進　・情報バリアフリー等の重要性

・整備に係る効果的な計画方法、遵守率向上に向けた取組、整備基準見直し検討等

２　施策での対応について（５月23日第６回条例見直し会議　資料１抜粋）

〇　会議では、上記項目中、施策等で対応検討する内容と方向性を次のように整理している。

※整備基準及び整備ガイドブック（規定等に係るもののみ）等に関する内容を抜粋

□「施設の円滑な利用」に向けて

・　施設整備の事前協議時に、事業者から書面報告を求め、施設整備後の運用に関しての対応・体制予定を確認すること（ソフト対策）

　　□「情報バリアフリー・災害対策等」に関しては、公共的施設の整備や利用に関して、

・　整備ガイドブックにおいて望ましい設備や円滑な誘導・情報提供可能な設備の記載

　　□「施設整備に係る効果的な計画方法の検討」に関して、

・　整備基準において、施設の計画段階からの当事者参加（インクルーシブデザイン）に関する規定の検討（整備に係る効果的な計画方法等）

　　□「整備基準・運用の見直し検討」に関して

　　　・　整備を進める上での実績や個別の課題を考慮し、十分なバリアフリー対応が確保さ

れることを前提として、必要に応じた整備基準の見直し

　　　～各土木事務所等からの提起課題等～

　　　・　小規模福祉施設（既存住宅の用途変更で設置）の状況を踏まえた基準緩和の検討

　　　・　機能分散化した便房（バリアフリートイレ）に対する条例適合の取扱

　　　・　その他未整備割合の高い整備項目に関する改善施策

　　　・　傾斜路及び階段の「識別しやすさ（明度差等）」のより具体的な基準設定について

　　　・　幅広歩道等におけるベンチの休憩施設設置促進について

　　　～バリアフリー法施行令・円滑化基準等との関係等～

　　　　・　宿泊施設の車椅子用客室の設置基準が県基準と同程度となったが、より積極的な

取組を求めるかどうか

　　　　・　H29改正の公共交通移動等円滑化基準　その他基準等との突合・確認等

以上